

まん延防止等重点措置が延長されています

令和3年8月20日 ~ ~~9月12日~~ 9月30日

鹿児島県知事からの要請

飲食店の皆様への要請

協力金あり

○営業時間は5時から20時まで

県民の皆様への要請

外出等

- 日中も含め、不要不急の外出を自粛。
- 外出する場合も極力外出機会を半減、少人数で、混雑する場所を避けて。
- 県外との不要不急の往来自粛。

飲食等

- 20時以降、飲食店にみだりに出入りしない（措置区域以外の第三者認証店舗を除く）。
- 感染対策が徹底していない飲食店や時短要請に応じない飲食店の利用を控える。
- 飲食の際は「少人数、短時間」、マスク会食など感染防止対策を徹底する。
- バーベキューなど屋外でも感染防止対策を徹底。
- 家庭内でもマスク着用など感染防止対策を徹底。

市の公共施設

霧島市に適用されていた『まん延防止等重点措置の実施』は解除されますが、感染拡大防止のため、9月30日までの間、引き続き公共施設の利用制限を行います。

- ・9月30日までの間、原則、霧島市にお住まいの方のみ施設を利用できます。（市外にお住まいの方は、施設利用の自粛をお願いします。）
- ・開館する施設においては、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等の要請を行うことを含め、3つの密を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして基本的な感染対策の徹底を行います。
- ・この取扱いは、今後の感染状況等により、変更になる場合があります。